



東吉野村公告第17号

入 札 公 告

業務委託の請負について、次のとおり事後審査型条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

令和7年12月24日

東吉野村長 水本 実



第1 入札に付する事項

- | | | |
|---|---------|----------------------------|
| 1 | 業 務 名 | 東吉野村施業放置林整備事業委託業務 |
| 2 | 業 務 場 所 | 奈良県吉野郡東吉野村地内 |
| 3 | 業 務 内 容 | 森林の強度間伐 |
| 4 | 履 行 期 間 | 契約締結日の翌日から令和8年3月25日 |
| 5 | 予 定 価 格 | 25,725,700円（消費税及び地方消費税を含む） |
| 6 | 最低制限価格 | なし |
| 7 | 入 札 方 法 | 投函による入札 |

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

東吉野村森林整備競争入札参加資格を有する業者であって、次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この業務の入札に参加することができます。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 2 その他
 - ① 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
 - ② 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - ③ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

第3 入札に必要な書類

入札には次の書類を提出してください。

- ・ 入札書（設計図書等に添付）

第4 入札日程

手続等	期間・期日・期限・場所等
公告及び入札説明書	令和7年12月24日(水) 役場前掲示板及び東吉野村ホームページ
設計図書等の閲覧	令和7年12月24日(水)～令和8年1月9日(金) 地域振興課窓口
事後審査型条件付き一般競争入札参加申込書の提出	令和8年1月9日(金) 午後5時まで 東吉野村地域振興課
設計図書等に関する質問の受付	令和8年1月13日(火) 午後4時まで 東吉野村地域振興課宛 E-mail にて提出（必ず到着確認の電話をしてください） TEL 0746-42-0441 E-mail tiikishinkou@vill.higashiyoshino.lg.jp
質問への回答	令和8年1月14日(木) 東吉野村地域振興課にて閲覧に供します。
入札・開札	令和8年1月20日(火) 午前10時00分 東吉野村役場 1階会議室
事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書等の提出	令和8年1月20日(火)～令和8年1月21日(水) 午後4時30分まで 東吉野村地域振興課【持参による提出】

第5 事後審査

本入札は事後審査方式のため入札後において落札候補者から提出された「事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」及び「関係書類等」で審査します。

第6 入札の無効

第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び東吉野村契約規則（昭和50年10月1日東吉野村契約規則第3号）第7条に該当する入札は、無効とします。

第7 その他の事項

- 1 入札執行回数は1回とします。
- 2 落札者となるべき者が無いときは、入札を打切るものとし、随意契約の手続に移行しないこととします。
- 3 入札保証金
入札保証金は免除します。
- 4 その他
入札参加申込みについて、入札手続の方法、落札者の決定方法及びその他の事項については入札説明書によります。

入札説明書

令和8年12月24日の入札公告に基づく事後審査型条件付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札してください。

記

業 務 名 東吉野村施業放置林整備事業委託業務
業務場所 奈良県吉野郡東吉野村地内

入札参加申込について

入札に参加を希望する者は、「事後審査型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号。以下、「参加申込書」という。）」を提出してください。

参加申込書の提出がない場合は当該入札に参加できません。

- ・提出場所 〒633-2492
奈良県吉野郡東吉野村大字小川99番地
東吉野村地域振興課
- ・提出方法 持参又は郵送
※ 持参の場合、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前9時から午後5時までに提出すること。
※ 郵送の場合 提出期限までに必着とし、書留郵便により提出すること。
- ・提出期限 令和8年1月9日(金) 午後5時まで
- ・その他 郵便により提出期限までに提出された場合、提出者に受領確認の連絡を致します。

入札手続の方法

- 1 入札に当たっては、指定の「入札書」を使用してください。
- 2 入札者は、入札書を同封した封筒により、指定の入札箱に投函してください。
- 3 封筒には宛名、業務名、業務場所、入札者の住所氏名を記載し、封印してください。
- 4 代理で入札に参加される場合は委任状を提出してください。
- 5 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税を除いた金額を入札書に記載してください。
- 6 提出された入札書の書換え、引換え、変更、軽微な訂正、撤回又は取消しをすることは一切認めないものとします。

落札者の決定方法

- 1 落札者の決定に当たっては、入札書比較価格以下の額で入札している者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者とします。ただし、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する手続に入ります。なお、くじを辞退することはできません。
- 2 落札候補者が次に掲げる事項に該当する場合は無効とします。
 - (1) 競争入札に参加する資格がない場合
 - (2) 競争入札参加資格確認申請書等において虚偽の記載がある場合
- 3 落札候補者が失格又は無効となった場合、次いで落札候補者となる者についても2の規定を適用するものとします。
- 4 落札候補者には「事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）」及び「関係書類」を提出していただきます。なお、落札候補者が提出期限内に書類を提出しない場合は、当該落札候補者は失格とし、次順位入札者を落札候補者として当該入札参加資格審査を行います。
- 5 審査の結果、落札候補者が当該入札参加資格要件を満たしている場合には、落札決定者とし、落札者決定通知書を交付します。なお、審査の結果、当該入札参加資格要件を満たしていない場合は、当該落札候補者は失格とし、入札参加資格不適格通知書により通知し、次順位入札者を落札候補者として当該入札参加資格審査を行います。

その他の事項

- 1 契約の締結までの間に、落札者(候補者含む)が競争入札参加資格の制限を受けた場合は、契約の締結は行いません。
- 2 契約保証金は東吉野村契約規則（昭和50年10月規則第3号）第19条に定めるところによります。
- 3 参加申込書提出後、事情により入札を辞退する場合は、入札開始前までに辞退届（設計図書に添付）を提出してください。